

令和3年9月定例会議事日程(案)

(会期28日間)

月 日	曜	開議時刻	日 程
9月14日	火	午前10時	○ 本 会 議 1 開 会 2 会議録署名議員の指名 3 会期及び議事日程の決定 4 議長報告 5 議事日程の宣告 6 議案上程 7 同上に対する知事の提案理由の説 明 (常任委員会)
9月15日	水		
9月16日	木	午前10時	○ 本 会 議 1 県政に対する代表質問 (議事整理日)
9月17日	金		休 会
9月18日	土		〃
9月19日	日		〃
9月20日	月		
9月21日	火	午前10時	○ 本 会 議 1 県政に対する代表質問 2 先議議案に対する質疑 3 先議議案委員会付託 (常任委員会) ○ 本 会 議 1 常任委員長報告 2 先議議案の可否決定 (議事整理日)
9月22日	水		休 会
9月23日	木		〃
9月24日	金	午前10時	○ 本 会 議 1 県政に対する一般質問・議案(先議 議案を除く)に対する質疑
9月25日	土		休 会
9月26日	日		〃

月 日	曜	開議時刻	日 程
9月27日	月	午前10時	○ 本 会 議 1 県政に対する一般質問・議案(先議 議案を除く)に対する質疑 (議事整理日)
9月28日	火		〃
9月29日	水	午前10時	○ 本 会 議 1 県政に対する一般質問・議案(先議 議案を除く)に対する質疑
9月30日	木	午前10時	○ 本 会 議 1 県政に対する一般質問・議案(先議 議案を除く)に対する質疑 (議事整理日)
10月1日	金		休 会
10月2日	土		〃
10月3日	日		〃
10月4日	月	午前10時	○ 本 会 議 1 県政に対する一般質問・議案(先議 議案を除く)に対する質疑
10月5日	火	午前10時	○ 本 会 議 1 県政に対する一般質問・議案(先議 議案を除く)に対する質疑 2 議案(先議議案を除く)委員会付託 3 請願、陳情委員会付託 (議事整理日)
10月6日	水		(常任委員会)
10月7日	木		(特別委員会)
10月8日	金		休 会
10月9日	土		〃
10月10日	日		〃
10月11日	月	午前10時	○ 本 会 議 1 常任委員長報告 2 議案(先議議案を除く)の可否決定 3 請願、陳情の採否決定 4 閉 会

請願・陳情に関する取扱要領の一部改正について（案）

請願・陳情に関する取扱要領（令和3年3月25日鳥取県議会議長伺定め）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（請願・陳情文書表の配付等（会議規則第82条関係））</p> <p>第10条 議長は、<u>定例会に付議する全ての請願・陳情文書表を、当該請願又は陳情に係る予備調査の常任委員会終了後速やかに配付する。</u></p> <p>2 略</p>	<p>（請願・陳情文書表の配付等（会議規則第82条関係））</p> <p>第10条 議長は、全ての請願・陳情文書表を、<u>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日に配付する。</u></p> <p>（1）<u>継続分 定例会開会日</u></p> <p>（2）<u>新規分 定例会開会日から5日目に当たる日（県の休日は、算入しない。）</u></p> <p>2 略</p>

附 則

この要領の一部改正は、令和3年9月定例会から施行する。

年 月定例会

請願・陳情文書表

鳥 取 県 議 会

目 次

請 願 の 部

請願一覧表	○
〇〇〇〇常任委員会	○
□□□□常任委員会	○

陳 情 の 部

陳情一覧表	○
〇〇〇〇常任委員会	○
□□□□常任委員会	○

請願一覽表（陳情一覽表）

請願（新規）・〇〇〇〇常任委員会（陳情（新規）・〇〇〇〇常任委員会）

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	備 考
○ 年— (. .)			
年— (. .)			
年— (. .)			

請願（継続）・□□□□常任委員会（陳情（継続）・□□□□常任委員会）

□ 年— (. .)			
-----------------	--	--	--

請願（新規）・□□□□常任委員会（陳情（新規）・□□□□常任委員会）

□ 年— (. .)			
年— (. .)			
年— (. .)			

請願文書表（陳情文書表）

請願（新規）・〇〇〇〇常任委員会（陳情（新規）・〇〇〇〇常任委員会）

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
年— (. .)			

▶請願事項（陳情事項）

▶請願理由（陳情理由）

▶提出者

▶紹介議員 ※陳情の場合は、紹介議員欄なし